

重要事項説明書別紙

居宅介護支援利用料金（令和6年4月1日）

◎基本

＊【居宅介護支援費】3級地：11.05円

- ・ 居宅介護支援費（Ⅰ）〈取扱件数が45件未満〉

要介護1・2＝12,000円／月 要介護3・4・5＝15,591円／月

- ・ 居宅介護支援費（Ⅱ）〈取扱件数が45件以上60件未満〉

要介護1・2＝6,011円／月 要介護3・4・5＝7,779円／月

- ・ 居宅介護支援費（Ⅲ）〈取扱件数が60件以上〉

要介護1・2＝3,602円／月 要介護3・4・5＝4,663円／月

◎各種加算及び要件

＊ 初回加算 300単位：3,315円／月

新規に居宅サービスを作成の場合、要介護区分が2段階以上の変更の場合

＊ 入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位：2,762円／月

＊ 入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位：2,210円／月

（Ⅰ）入院当日（Ⅱ）入院後3日以内に必要な情報を医療機関に提供した場合

＊ 退院退所加算（Ⅰ）イ 4,972円/1回カンファレンス参加 無

（Ⅰ）ロ 6,630円/1回 " 有

（Ⅱ）イ 6,630円/2回カンファレンス参加 無

（Ⅱ）ロ 8,287円/2回 " 有

（Ⅲ） 9,945円/3回カンファレンス参加 有

入院・入所期間を経た後の退院・退所にあって、入院・入所施設の職員が必要な情報の提供を得るための連携を行い、居宅サービス計画を作成した場合

＊ 通院時情報連携加算 552円/月1回

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等、必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

＊ 緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき200単位：2,210円/月2回限度

利用者の状態の急変等に伴い、医療機関の求めにより、医療機関の職員と共に利用者宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

◎ 減算

＊ 特定事業所集中減算（200単位）

＊ 運営基準減算（基本単位の5割）

＊ 業務継続計画未策定減算（所定単位数×1/100）

＊ 高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数×1/100）

※上記介護報酬額は、法で定められた介護報酬単位に地域単位（11.05円）を乗じて算出していますので、端数により合計金額に差異が生じる場合があることをご了承ください。

＊虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (１) 虐待防止委員会の開催
- (２) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (３) 虐待防止研修の実施
- (４) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	石井 亜希子
-------------	--------

＊感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を予防できるよう、下記の措置を講じます。

- (１) 感染対策委員会の開催
- (２) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (３) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (４) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	大橋 裕美
--------------	-------

＊身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

＊業務継続計画の策定等について

- (１) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (２) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (３) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 7 年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書の変更内容について説明をしました。

令和 年 月 日

【事業者】

（事業所名）社会福祉法人 普門会 居宅介護支援センターにしき苑

（住 所 地）〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38

（説 明 者） _____ 印

本同意書に記載された内容に同意します。

【利用者】

（氏 名） _____ 印

【代理人】

（氏 名） _____ 印

居宅介護支援契約書

＜事業者＞ 居宅介護支援センターにしき苑

＜利用者＞